

2 管理執行通知等

(1) 補助執行協議

第 202200199642 号
令和 4 年 11 月 21 日

鳥取県知事 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

選挙管理委員会事務の補助執行について（協議）

平成 30 年 12 月 21 日付第 201800248512 号で知事に対して協議し、平成 31 年 1 月 4 日付第 201800271490 号で同意の回答のあったこのことについて、令和 4 年 12 月 1 日から下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定に基づく協議をします。

記

1 補助執行させる事項

- (1) 鳥取県議会議員選挙選挙長が行う事務の補助
 - ア 立候補届出の受付に関する事務
 - イ 候補者用証明書類の交付に関する事務
 - ウ 候補者の被選挙権の確認に関する事務
- エ 選挙立会人届出書の受理及び選挙立会人の選任に関する事務
 - オ 選挙会の開催及び選挙立会人の選挙会当日における選任に関する事務
- (2) 鳥取県選挙管理委員会が行う事務の補助
 - ア 自動車（船舶）表示板、拡声機表示板、自動車（船舶）乗車（船）用腕章、選挙運動員用腕章及び街頭演説用標旗の交付に関する事務
 - イ 選挙事務所設置（異動）届の受理に関する事務
 - ウ 出納責任者選任（異動）届及び同職務代行開始（終了）届の受理に関する事務
 - エ 報酬を支給する選挙運動のために使用する事務員等の届出書の受理に関する事務
 - オ 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例に基づく諸届出の受理に関する事務
 - カ 選挙用ビラ届出書の受理及びビラ証紙の交付に関する事務
 - キ 当選告知書の交付及び当選証書の付与

2 補助執行させる職員

- (1) 鳥取市選挙区に係る事項 東部地域振興事務所、東部建築住宅事務所、東部農林事務所、鳥取県土整備事務所及び東部県税事務所の職員（鳥取県議会議員選挙が行われる年度（以下「執行年度」という。）の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）
- (2) 米子市選挙区、境港市選挙区及び西伯郡選挙区に係る事項 西部総合事務所及び西部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）
- (3) 倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区に係る事項 中部総合事務所及び中部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）
- (4) 八頭郡選挙区に係る事項 東部農林事務所八頭事務所、鳥獣対策センター及び八頭県土整備事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）
- (5) 日野郡選挙区に係る事項 西部総合事務所日野振興センターの職員（執行年度の前年度において西部総合事務所日野振興センターに所属した者であって、執行年度において西部総合事務所日野振興センター以外の部署に所属するものを含む。）

3 委員長の権限に属する事務の委任及び代理

補助執行に係る事務の委任及び代理は鳥取県選挙管理委員会規程（昭和 26 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）その他の規程の例によるものとし、これらの規程中「選挙管理委員会事務局長」とあるのは「東部地域振興事務所長、八頭県土整備事務所長、県民福祉局長又は日野振興局長」と読み替えるものとする。

第 202200199642 号
令和 4 年 12 月 1 日

各県税事務所長、東部地域振興事務所長、東部建築住宅事務所長、東部農林事務所長、東部農林事務所八頭事務所長、鳥取県土整備事務所長、八頭県土整備事務所長、鳥獣対策センター所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、日野振興センター所長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

選挙管理委員会事務の補助執行について（通知）

このことについて、鳥取県知事と変更協議が下記のとおり整いましたので、ご承知ください。

記

- 1 補助執行させる事項
 - (1) 鳥取県議会議員選挙選挙長が行う事務の補助
 - ア 立候補届出の受付に関する事務
 - イ 候補者用証明書類の交付に関する事務
 - ウ 候補者の被選挙権の確認に関する事務
 - エ 選挙立会人届出書の受理及び選挙立会人の選任に関する事務
 - オ 選挙会の開催及び選挙立会人の選挙会当日における選任に関する事務
 - (2) 鳥取県選挙管理委員会が行う事務の補助
 - ア 自動車（船舶）表示板、拡声機表示板、自動車（船舶）乗車（船）用腕章、選挙運動員用腕章及び街頭演説用標旗の交付に関する事務
 - イ 選挙事務所設置（異動）届の受理に関する事務
 - ウ 出納責任者選任（異動）届及び同職務代行開始（終了）届の受理に関する事務
 - エ 報酬を支給する選挙運動のために使用する事務員等の届出書の受理に関する事務
 - オ 鳥取県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例に基づく諸届出の受理に関する事務
 - カ 選挙用ビラ届出書の受理及びビラ証紙の交付に関する事務
 - キ 当選告知書の交付及び当選証書の付与
- 2 補助執行させる職員
 - (1) 鳥取市選挙区に係る事項 東部地域振興事務所、東部建築住宅事務所、東部農林事務所、鳥取県土整備事務所及び東部県税事務所の職員（鳥取県議会議員選挙が行われる年度（以下「執行年度」という。）の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）
 - (2) 米子市選挙区、境港市選挙区及び西伯郡選挙区に係る事項 西部総合事務所及び西部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属していた部署以外の部署に所属するものを含む。）
 - (3) 倉吉市選挙区及び東伯郡選挙区に係る事項 中部総合事務所及び中部県税事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）
 - (4) 八頭郡選挙区に係る事項 東部農林事務所八頭事務所、鳥獣対策センター及び八頭県土整備事務所の職員（執行年度の前年度においてこれらの部署に所属した者であって、執行年度において当該所属した部署以外の部署に所属するものを含む。）
 - (5) 日野郡選挙区に係る事項 西部総合事務所日野振興センターの職員（執行年度の前年度において西部総合事務所日野振興センターに所属した者であって、執行年度において西部総合事務所日野振興センター以外の部署に所属するものを含む。）
- 3 委員長の権限に属する事務の委任及び代理
補助執行に係る事務の委任及び代理は鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）その他の規程の例によるものとし、これらの規程中「選挙管理委員会事務局長」とあるのは「東部地域振興事務所長、八頭県土整備事務所長、県民福祉局長又は日野振興局長」と読み替えるものとする。

（２）文書図画の掲示の規制等について

第202200158684号
令和4年10月3日

立候補予定者及びその関係政治団体あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県の議会の議員及び長の選挙における候補者等及び後援団体の政治活動用文書図画の掲示の規制について（通知）

公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）及び後援団体の政治活動のために使用される文書図画の掲示については、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第143条第16項から第19項までの規定により規制が設けられておりますが、鳥取県の議会の議員及び長の選挙にあっては、任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間、規制が強化されます。

現任の鳥取県の議会の議員及び長の任期満了の日は、それぞれ令和5年4月29日及び同月12日となっております。したがって、その「任期満了の日の6月前の日」に当たる日は、鳥取県議会議員においては令和4年10月29日、鳥取県知事においては同月12日であり、同日から当該選挙の期日までの間、政治活動用文書図画の掲示が下記のとおり規制されますので、御留意ください。

なお、選挙の期日につきましては、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により定められる見込みです。

記

- 1 令和5年4月29日に任期の満了する鳥取県議会議員一般選挙及び同月12日に任期の満了する鳥取県知事

選挙に立候補しようとする者（現在、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画を当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当するものとみなされること。

- 2 公職の候補者等の後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画を掲示する行為についても、上記1と同様であること。
- 3 次の文書図画を掲示する行為は、法第143条第1項に規定する禁止行為に該当しないものであること。
- （1）立札及び看板の類については、次表に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り掲示されるもの（縦150cm、横40cm以内で、県選挙管理委員会が交付する証票を貼り付けたものに限る。）。

選挙の種類	立札及び看板の総数	
	公職の候補者等	後援団体
鳥取県知事	12	18
鳥取県議会議員	6	6

- （2）政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会の会場で当該演説会等の開催中使用されるもの。
- （3）法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により、選挙運動期間中に使用することができるもの。

（３）寄附等の規制について

第202200232972号
令和4年12月27日

立候補予定者及びその関係政治団体あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

後援団体に関する寄附等の規制について（通知）

このことについては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5の規定により、特定の場合を除くほか、当該選挙区内にある者に対する寄附等が禁止され、さらに、選挙ごとに「一定期間」規制が強化されていますが、令和4年11月18日に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和4年法律第84号）が公布施行されたことに伴い、同法第6条の規定により、この「一定期間」がそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間と定められたところです。

ついては、同法第1条第1項の規定により、知事及び県の議会の議員の選挙期日が令和5年4月9日と定められたことにより、令和5年1月9日が、この選挙の期日前90日に当たる日となり、同日から4月9日までの間は、後援団体に関する寄附等に対する規制が下記のとおり強化されますので、御留意ください。

記

- 1 令和5年4月9日執行予定の知事又は県の議会の議員の選挙に立候補しようとする者（現在、知事又は県議会議員の職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又はこれらの者を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、その団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附をしてはならないこと。
- 2 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う行事において、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならないこと。
- 3 公職の候補者等は、自己に係る後援団体に対し、寄附をしてはならないこと。ただし、資金管理団体に対する寄附は除かれること。

なお、公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために、その選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする寄附についても禁止されるので留意すること。

（４）施設等の利用に係る便宜供与について

第202200237966号
令和5年1月5日

鳥取市長、鳥取市教育委員会教育長、中国財務局鳥取財務事務所長、近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長、中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、西日本旅客鉄道株式会社米子支社長、智頭急行株式会社代表取締役社長、若桜鉄道株式会社代表取締役社長、西日本電信電話株式会社鳥取支店長、中国電力株式会社鳥取支社長、日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における便宜供与について（依頼）

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このたび、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（令和4年法律第84号）により、任期満了による鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）と鳥取県議会議員の一般選挙（以下「県議会議員選挙」という。）が同時に次のとおり執行されることになりました。

	選挙期日（投票日）	選挙期日の告示日
知事選挙	令和5年4月9日（日）	令和5年3月23日（木）
県議会議員選挙		令和5年3月31日（金）

については、これらの選挙の執行に当たり、下記事項について市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）又は候補者から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。）に対しても、この旨御指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

については、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、知事選挙及び県議会議員選挙の各候補者の人物等を有権者に周知させるため、知事選挙においては法第144条の2の規定により、また県議会議員選挙においては、同条及び「鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされています。

このたびの選挙は、知事選挙と県議会議員選挙とが同時に行われるため、両選挙のポスター掲示場（別紙体裁の予定）を同一場所に設置しなければなりません、その設置場所の確保については、従来、苦慮しているところです。

については、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5の規定（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨を御理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会

知事選挙及び県議会議員選挙の候補者は、自己の政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会を開催することができることとされています。

については、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会の開催申出があった場合は、この個人演説会が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、開催しようとする日の2日前までに公営施設が所在する市町村委員会に申し出ることとされ、この申出は告示日からできることとされていることから、公営施設を使用して個人演説会ができる期間は、次のとおり、それぞれの選挙の告示日の翌々日から選挙期日の前日までとなりますので御注意願います。

知事選挙	令和5年3月25日（土）～4月8日（土）
県議会議員選挙	令和5年4月2日（日）～4月8日（土）

おって、公営施設の管理者が、自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者であるときは、市町村委員会と調整の上、当該指定管理者に対し、個人演説会開催に係る手続の周知等を行っていただきますようお願いいたします。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）や、病院、診療所その他の療養施設など特定の建物・施設において、選挙運動のための演説及び連呼行為を行うことは禁止されていますので御注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶、停車場その他鉄道地内においても、これらの行為は禁止されていますので、これについても御留意いただきますようお願いいたします。

第 202200237966 号

令和 5 年 1 月 5 日

鳥取県各部（局）長、鳥取県各総合事務所長、鳥取県企業局長、鳥取県病院局長、鳥取県教育委員会教育長、鳥取県警察本部長あて

鳥取県選挙管理委員会事務局長

鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における便宜供与について（依頼）
（略）

（５）投票環境向上のための取組の推進について

第 202200237903 号

令和 5 年 1 月 4 日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

投票環境向上のための取組の推進について（依頼）

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、また、選挙権は、住民が国や地方公共団体の代表者を選ぶという政治参加への最も基本的な権利です。

しかしながら、近年、投票区の設置基準の見直しや人口減少等に伴い、やむなく投票所の統廃合を行う例が県内各地で散見されるところです。

については、選挙人の投票の機会を広く確保するため、下記の事項に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 投票区の設定に当たっては、公共交通の縮小、高齢化等の環境変化が選挙人の利便に与える影響を考慮していただくこと。
- 2 選挙の執行に際しては、必要に応じて、投票区又は期日前投票所の増設、共通投票所の設置、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の実施、投票所又は期日前投票所への移動支援その他の選挙人の利便を向上させるための措置に積極的に取り組むことにより、選挙人が投票しやすい環境を整備していただくこと。

（６）執行計画について

第 202200234783 号

令和 5 年 1 月 10 日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙執行計画について（通知）

任期満了に伴う鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（令和 4 年法律第 8 4 号）の規定により、令和 5 年 4 月 9 日（日）に同時に行うこととなります。

については、当該選挙の執行に当たり別添のとおり執行計画を作成しましたので、本計画の内容に御留意いただき、選挙の管理執行が円滑に行われるよう御配慮をお願いします。

令和 5 年 4 月 9 日執行鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙執行計画

令和 5 年 1 月 10 日

鳥取県選挙管理委員会

令和 5 年 4 月 9 日に行われる鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙の管理執行に際して必要な事項は、本計画に基づき決定するものとする。

この選挙の執行に当たっては、公職選挙法をはじめ関係法令等で定める諸手続及び内容を徹底し、管理執行に万全を期することとする。

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

I 鳥取県知事選挙

第 1 選挙期日の告示日及び選挙期日

- 1 告示日 令和 5 年 3 月 2 3 日（木）
- 2 選挙期日（投票日） 令和 5 年 4 月 9 日（日）

根拠法令

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和 4 年法律第 8 4 号）

第 2 執行要領

1 選挙の名称 鳥取県知事選挙

2 選挙長及び同職務代理者（予定）

- （1）選挙長（予定） 大 口 久 志（おおぐち ひさし）
（鳥取県選挙管理委員会委員長）

- (2) 同職務代理者（予定） 野 口 洋 隆（のぐち ひろたか）
（鳥取県選挙管理委員会事務局長）
- (3) 執務場所（予定）
ア 令和5年3月23日※告示日 鳥取県庁第33会議室
イ 令和5年3月24日以降 鳥取県庁

3 立候補受付

- (1) 受付日時
令和5年3月23日（木）※告示日
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 受付場所（予定）
鳥取県庁第33会議室
- (3) 立候補予定者説明会
開催日時：令和5年2月22日（水）午後1時30分
開催場所：鳥取県庁第33会議室

4 選挙人名簿への登録

- (1) 登録の基準日 令和5年3月22日（水）
ただし、年齢については選挙期日（令和5年4月9日）現在による。
- (2) 登 録 日 令和5年3月22日（水）
- (3) 閲覧期間 令和5年3月23日（木）の1日間

5 表示物等の色（予定）

選挙事務所標札	白地に黒色の文字
選挙運動用自動車（船舶）表示板	白地に黒色の文字
選挙運動用拡声機表示板	白地に黒色の文字
個人演説会用表示板	白地に黒色の文字
街頭演説用標旗	白地に黒色の文字
乗車用腕章	白地に赤色の文字
運動員腕章	白地に赤色の文字
政治活動用自動車表示板	白地に黒色の文字
政談演説会用表示板	白地に黒色の文字

6 ポスター掲示場

- (1) 設置
令和5年3月23日（告示日）から候補者がポスターを掲示できるように、あらかじめ設置する。
- (2) 体裁等（予定）
ア 区画数 「6」区画
※区画数は令和5年2月の鳥取県選挙管理委員会において決定する
イ その他 別紙のとおり
- (3) その他
鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙のそれぞれのポスター掲示場を同一場所に設置することとなるため、設置予定場所をあらかじめ実地調査し、設置可否について承知しておくこと。

7 選挙公報の発行

- (1) 掲載文の申請期限
令和5年3月24日（金）午後5時
- (2) 申請受付場所（予定）
ア 令和5年3月23日（木）立候補届出受付場所
イ 令和5年3月24日（金）鳥取県選挙管理委員会事務局
- (3) 掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（予定）
ア 日 時 令和5年3月24日（金）午後5時10分
イ 場 所 鳥取県選挙管理委員会
- (4) 配布方法
令和5年4月7日（金）までに各市町村選挙管理委員会が各戸配布等により各世帯に配布する。
- (5) 選挙公報の規格（予定）
縦約54.5センチメートル、横約40.5センチメートル
- (6) 選挙公報の原稿の規格（予定）
縦約16.0センチメートル、横約37.0センチメートル

8 投票日時等及び投票の順序

- (1) 投票日
令和5年4月9日（日）午前7時から午後8時まで
- (2) 期日前投票及び不在者投票
令和5年3月24日（金）から4月8日（土）まで

- ※郵便等投票による不在者投票の申請受付は４月５日（水）まで
- (3) 投票の順序（予定）
鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員一般選挙が行われる場合は、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員一般選挙の順とする。

9 開票日時及び開票の順序

- (1) 開票開始日時
令和５年４月９日（日）午後９時までに開始する
- (2) 開票場所
各市町村選挙管理委員会の定める場所
- (3) 開票の順序（予定）
鳥取県知事選挙と同時に鳥取県議会議員一般選挙が行われる場合は、開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序は、鳥取県知事選挙、鳥取県議会議員一般選挙の順とする。

10 投票用紙（予定）

- (1) 大きさ
縦１２８mm×横８０mm（点字も同じ）
- (2) 用紙の色
白色
- (3) 文字の色
赤色
- (4) 委員会の印
刷込み式

11 政治活動用ポスター証紙の様式（予定）

- (1) 縦２５mm×横３５mm
- (2) 銀色地に黒色の文字
- (3) 証紙の中央に県章を入れ、第１区は桃色、第２区は空色

12 投票用封筒等（予定）

仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

13 選挙会等（予定）

- (1) 選挙会の日時
令和５年４月１１日（火）
- (2) 選挙会の場所
鳥取県庁内
- (3) 選挙立会人届出期限及び場所
ア 期 限 令和５年４月６日（木）午後５時
イ 場 所 選挙長の執務場所
- (4) 当選の告知及び当選人の告示
令和５年４月１１日（火）
- (5) 当選証書付与
ア 日 時 令和５年４月１１日（火）選挙会終了後
イ 場 所 選挙会会場内

II 鳥取県議会議員一般選挙

第１ 選挙期日の告示日及び選挙期日

- １ 告 示 日 令和５年３月３１日（金）
- ２ 選挙期日（投票日） 令和５年４月 ９日（日）
- 根拠法令

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和４年法律第８４号）

第２ 執行要領

１ 選挙の名称 鳥取県議会議員一般選挙

２ 選挙長及び同職務代理者等（予定）

- (1) 選挙長及び同職務代理者（予定）

選挙区	選挙長	職務代理者
鳥取市	岸田 絵理子（きしだ えりこ） （東部地域振興事務所長）	中江 浩樹（なかえ ひろき） （東部建築住宅事務所長）
米子市	佐々木 俊二（ささき しゅんじ） （西部総合事務所県民福祉局長）	池田 典男（いけだ のりお） （西部総合事務所米子県土整備局長）
倉吉市	住友 正人（すみとも まさと） （中部総合事務所県民福祉局副局長）	安井 啓介（やすい けいすけ） （中部県税事務所長）
境港市	遠藤 忠敏（えんどう ただとし）	妹尾 秀司（せのお しゅうじ）